

○厚生労働省告示第百三十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第七十六条の六の二第三項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百四十九条の六の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十六条の六の二第一項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品（平成二十六年厚生労働省告示第五百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第一項の表に次のように加える。

七十二	C. C. Gaimon	液体
七十三	C. C. Pheromon	液体
七十四	D   A R O M a	液体
七十五	E R O S S 罰	液体
七十六	I n s p i r e D e s t e n y	植物片
七十七	M E T A L G O L D	植物片

七十八	METAL SILVER	植物片
七十九	Sexual Feeling Aroma	液体
八十	SPARK AQUA	液体
八十一	SUPER moon COOL CHARGE	粉末
八十二	SUPER moon POWDER (販売名がスーパームーンであるものを含む。)	粉末
八十三	TWINKLE PINK	液体
八十四	極上エロス	液体
八十五	サウンドジョーカー (販売名がサウンドジョーカーレッドであるものを含む。)	液体

第二項を次のように改正する。

(物品の包装)

2 前項の表に掲げる物品の包装は、それぞれ、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課に備えて置いて縦覧に供するとともに、厚生労働省のホームページにより公表する。)